

役場からのお知らせ

八百津町役場 ☎43-2111

町民課

問い合わせ 町民課 窓口係 まで

パスポートの申請・受け取りができるようになります。

平成23年2月1日から、役場本庁で、パスポート(旅券)の申請・受け取りができるようになります。

申請のできる方

日本国籍を有し、八百津町に住民登録されている方

受付日及び時間

月～金曜日(祝日・年末年始の閉庁日を除く)午前9時～午後5時

申請・交付窓口

役場本庁 1階 町民課窓口係

旅券交付までの期間

申請日から8日目以降に交付(土・日・祝日・閉庁日を除いた日数)

パスポートの代理申請について

パスポートは本人申請が原則です。本人申請が困難な場合は、本人が指定する人に代理申請をさせることができますが、申請書内の「申請書類等提出委任申出書」の部分の記入や本人・代理人の身元確認書類(原本)が必要となります。

パスポートの受領について

- ・パスポートの受領については必ず本人がお越しください。
- ・役場へ申請された方は役場で受領となります。
- ・パスポートの受領までに収入印紙と県収入証紙を購入することが必要です。

(印紙・証紙の購入については申請時にお尋ねください。)

申請に必要な添付書類や写真、本人確認書類については、内容によってそれぞれ異なりますので、不明な場合はお問い合わせください。

10名以上の団体で申請する場合は、事前に予約申込みの上、団体申請する7日前までに団体申請等取扱届出書の提出が必要です。

手続きには時間を要しますので余裕をもってお越しください。



町民課

問い合わせ 町民課 住民税係 まで

税に関するお知らせ

～平成22年分 確定申告・住民税申告(町民税・県民税)の相談を行います～

所得税還付申告、所得税確定申告・住民税申告の相談について

本年も下記日程により申告相談を行いますので、ご利用ください。

所得税還付申告相談のみ ただし土・日曜日・祝日は除く

還付申告相談開催日	会場	時間
2月9日(水)から 2月15日(火) 2月15日は「集合方式」	役場北第二会議室	午前9時から午後4時まで

給与所得・年金所得の所得税の還付申告は、ぜひこの期間に申告をお願いします。この期間を過ぎますと大変混み合います。

還付申告の対象となる人は、年末調整で控除もれがある(医療費控除・寄付金控除・住宅ローン控除等)方や、給与所得者や公的年金受給者で源泉徴収された所得税額について納めすぎになる人、給与所得者で年の途中で退職し年末調整を受けていない方などです。

所得税還付申告相談での昨年との変更点

上記日程中、2月15日を、「集合方式」で、申告相談を行います。

「集合方式」・・・申告書を自身で計算し作成します。(職員が作成のお手伝いをします。)